

高等教育機関の設置具体化に関する調査・検討委託業務 仕様書

1 業務名

本委託業務は、高等教育機関の設置具体化に関する調査・検討委託業務（以下「本業務」という。）という。

2 目的

宮古島市には大学・専門学校等の高等教育機関が存在しないことから、高等学校を卒業し進学を希望する生徒は、必然的に市外（島外）へ転出するため、20歳～24歳年齢層の人口が極端に少なくなる状況にある。

そのような課題を解消し、若者の定住人口を増加させるため、平成28年度に「高等教育機関の設置可能性調査」、平成29年度に「高等教育機関の設置検討調査」を実施し、本市に望ましい高等教育機関設置のあり方等について検討を進めてきたところである。

本業務は、上記検討の結果を踏まえ、本市における高等教育機関の設置を具体化するための調査・検討を実施するものである。

3 業務期間

契約締結日から平成31年3月15日（金）まで

4 提出書類

受託者は、本業務の契約時、着手時、完了時に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理責任者等の通知届
- (4) 業務工程表
- (5) 完了届（納品書を含む）
- (6) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (7) その他、委託者が指示する書類

5 業務内容

本業務では、高等教育機関の設置具体化に向けて、以下の事項について調査・検討（以下「検討等」という。）を実施しなければならない。

なお、検討等にあつては、平成 29 年度において決定した「看護」「観光」「リハビリテーション」「語学」の 4 つの分野（以下「4 分野」という。）を基軸としながら、受託者が有する知見等を積極的に活用し、業務目的の達成に資する提案等も行ふものとする。

①高等教育機関の設置に必要となる基盤の検討等

高等教育機関を設置するにあたり、必要となる基盤について調査・検討し、整理する。

- (1) 望ましい設置場所の選定に関する検討等
- (2) 設置実現に必要な施設・設備等の検討等
- (3) 設置におけるインシヤルコストの負担軽減に関する検討等
- (4) 設置認可を含めた設置までのロードマップに関する検討等

②持続的な運営に関する施策の検討等

本市に設置する高等教育機関が、将来にわたって持続的な運営が可能となる施策の検討等を行う。なお、シミュレーションの実施に当たっては、変数の変動への対応方法を検討できる内容とすること。

- (1) 持続的な生徒の募集に関する検討等
- (2) 持続的な教員の確保に関する検討等
- (3) 持続的な運営を可能とする財務シミュレーションの実施

③地域と高等教育機関の協働に関する施策の検討等

地域と高等教育機関が良好な関係をもってコミュニケーションが持続できるよう、協働における体制構築等の検討等を行う。

- (1) 地域と高等教育機関の効果的な協働に関する検討等
- (2) 協働における体制の仕組み構築に関する検討等

④実現性の検証に向けた検討等

設置具体化に向けて、設置意向を示す学校法人との調整を踏まえた実現性の検証を行う。なお、検証の検討等にあつては、本市の特性を活かしたカリキュラム構築など、本市ならではの提案等を踏まえるものとする。

- (1) 学校法人との調整を含めた検証方策の検討等
- (2) 検証を希望する高等教育機関の公募のための公募要領作成
- (3) 検証の推進にあつての評価手法に関する検討等

⑤業務執行における市との協議

業務の適正かつ円滑な執行のため、市と協議を行うものとする。

協議は宮古島市において行い、業務期間内5回以内を基本とする（受託者の協議への参加人数は原則2名以内とする。）

⑥報告書の作成

業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。

⑦その他の追加提案

仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案する。

6 成果物

本業務の成果物として、報告書（A4版簡易製本）2部、電子媒体1部を提出すること。成果物の権利は宮古島市の帰属とする。

7 納入場所

宮古島市 企画政策部 企画調整課

8 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

9 その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。